

光緒新政時期の清朝中央による地方統治と省財政機関の再編についての一考察

土居, 智典
長崎外国語大学

<https://doi.org/10.15017/1657931>

出版情報：九州大学東洋史論集. 44, pp.26-48, 2016-03-31. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

光緒新政時期の清朝中央による地方統治と省財政機関の再編についての一考察

土 居 智 典

はじめに

清朝はその末期において、1898(光緒24)年の戊戌変法から、1901(光緒27)年の光緒新政の開始、そして1906(光緒32)年の預備立憲の開始と、矢継ぎ早に大胆な改革の実行を宣言した。清朝がこのような改革を急いだ理由は、1901年義和団戦争後に負わされた賠償金支払いの必要性や、日露戦争による排外気運の醸成にともなって、国威を率先して回復しなければ統治者としての正統性を失いかねない状況が発生していたことなどが挙げられよう。しかし、賠償金の支払いは改革の動機の一つであると同時に、改革の経費捻出を困難にする要因でもあった。また、改革を成し遂げて威信を回復すれば統治者として安定した地位を保てるが、失敗すれば排外ないしは愛国的な感情を高めていた社会勢力⁽¹⁾は、革命勢力に取り込まれ、政権はたちまちのうちに瓦解してしまうかもしれない。光緒新政は、このような社会勢力を取り込みつつ、中央集権的な政治体制を構築するという作業を進めた改革とみることができるが、これがまさに清朝の生死を賭けた難事業であった。本論は、このような難事業を進めた20世紀初頭の約10年あまりの間、中央がいかにして地方に対する統合を維持していったかを、財政制度面から考察を試みるものである。

19世紀50年代以降、太平天国の乱への対抗を契機として各省の地方長官である総督・巡撫(以下、督撫と略)が軍事・財政などの分野を中心に権限を拡大した現象は、よく民国時代の軍閥割拠の前提条件として論じられてきた。このような督撫の権限増加を「督撫専権」とみる見方は、清末研究のかなり早い段階から羅爾綱氏らによって打ち立てられ、それを継承する研究は非常に多い⁽²⁾。督撫が軍事・財政権を拡大する過程では、清朝が従来用いてきた行政系統とは別に、様々な臨時の行政機関として局や所(以下、局所と略)が設けられ、その運営に従事した在地の紳士が、無視できない勢力となってくる⁽³⁾。これらの局所に対しては、光緒新政時期に整理統合が実施されるが、本論はその過程を詳しく分析することを目指す⁽⁴⁾。督撫の地方における権限は、局所の在り方と密接な関係があると考えられ、清朝の国家的統合力を考える際に、大きな示唆を与えてくれるだろう。

しかしここで、督撫の権限増大について、若干の考察を行ってから論を

進める必要もある。確かに督撫の権限拡大とともに、各省が事実上の地方財政を形成していく過程は見られるものの、光緒末年から宣統はじめにかけて、清朝中央のコントロールが強まっていることを示唆する黒田明伸氏の研究もある⁽⁶⁾。清朝の中央・地方関係については、太平天国以後、単調に中央がコントロール力を減退させていったという議論は、慎重に検討し直すべきであろう。また劉広京氏は、19世紀後半の督撫について論じ、その権限増大も清朝体制を脅かすほどのものではなく、督撫の行う京餉や協餉は清朝を支え、清朝中央が持つ人事権は有効に機能し得たとしている⁽⁶⁾。結果的に辛亥革命で清朝を崩壊させた主体が督撫でないことは厳然とした事実であるし、劉氏の指摘は傾聴に値する議論であると思われるが、清末財政史ではほとんど無視されている⁽⁷⁾。しかし、督撫の作為をことごとく分権化や、中央への抵抗と解釈し続けることには無理が感じられる。もちろん、開港場市場圏といった議論を考慮に入れて、特定地方の紳士層などの在地勢力が分権化を志向していく状況も視野に入れなければならない。その際、分権化を志向する在地勢力と、中央とのつながりが深い督撫が、必ずしも一体ではないという見方は、清末の中央・地方関係を、無理なく説明するには一考に値するであろう。その意味で、督撫と紳士層の間に利害の違いがあり、地方において「官紳共栄」といった状態は見られないと指摘する臼井佐知子氏や、山本進氏の一連の研究は、非常に重要である⁽⁸⁾。しかし残念ながら、督撫などの「官」がイニシアティブを持ちながら「紳」を動員・利用していく形が、清朝最末期の中央・地方関係にどう作用したかを、財政制度史の文脈で説明した研究は、ほとんど見あたらない⁽⁹⁾。本論は、その空白を埋めることにより、清朝の国家的統合の限界を説明することを目指す。そこでまずは、光緒新政時期の中央の督撫に対するコントロールの問題から議論をはじめよう。

1 光緒新政以降の督撫の人事

最初に、先に述べた劉広京氏の視角では、20世紀以後の督撫の人事と政治的指向性が、どうなりうるのかを検証したい。あらためて19世紀後半の状況から整理し直してみよう。劉氏によれば、そもそも督撫の権限が増大する「督撫専権」も直隸総督の任に長くあった李鴻章や两江総督の劉坤一、湖広総督の李瀚章・張之洞にそのような傾向が見られるだけで、その他の省及び督撫に関しては、清朝は数年の任期で督撫を交替させ、過剰な権限増大を防止したとされている⁽¹⁰⁾。表1-1・表1-2・表2-1・表2-2は、劉広京氏が作成したものを一部補完し、19世紀後半の1851～1900年の督撫の任期を整理したものであるが、ほとんどの督撫は3年未満の任期で転任し、1

0年を超えるものは相当に少数であることがわかる。劉坤一は太平天国鎮圧のために新設されて活躍した湘軍の指導者の一人、李鴻章・李瀚章は同じく淮軍の創設者、張之洞は湘軍と比較的関わりの深い大官である。彼らの事例は、特殊かつ一時的と見ることもでき、全国かつ清末の全ての時期にわたって敷衍するのは危険である。

表1-1 「1851～1875年 総督任期統計表」

	直隸	両江	陝甘	四川	閩浙	湖広	兩広	雲貴	計(人)	比率
1～3年	6	6	5	8	9	6	7	9	56	66.7%
3～6年	2	3	2	1	4	0	3	1	16	19.0%
6～9年	0	1	0	1	0	0	0	2	4	4.8%
9～12年	0	0	0	0	0	2	1	0	3	3.6%
12～15年	1	0	1	0	0	0	0	0	2	2.4%
15年～	*1	*2	0	0	0	*3	1	0	3	3.6%
計(人)	10	11	8	10	13	9	11	12	84	100.0%

*1李鴻章(任期1870～1882, 1883～1895, 1900～1901) *2劉坤一(任期1874～1875, 1879～1881, 1890～1894, 1895～1902) *3李瀚章(任期1867～1882)

表1-2 「1876～1900年 総督任期統計表」

	直隸	両江	陝甘	四川	閩浙	湖広	兩広	雲貴	計(人)	比率
1～3年	3	5	1	5	1	2	4	1	22	42.3%
3～6年	1	1	1	1	5	1	5	1	16	30.8%
6～9年	0	1	2	1	1	0	0	3	8	15.4%
9～12年	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1.9%
12～15年	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1.9%
15年～	*1	*2	1	0	0	*3	2	0	4	7.7%
計(人)	5	8	5	8	7	5	9	5	52	100.0%

*1李鴻章(任期1870～1882, 1883～1895, 1900～1901)
*2劉坤一(任期1874～1875, 1879～1881, 1890～1894, 1895～1902) *3李瀚章(任期1867～1882)、張之洞(任期1889～1907)

表1-3 「1901～1911年 総督任期統計表」

	直隸	両江	陝甘	四川	閩浙	湖広	兩広	雲貴	東三	計(人)	比率
1～3年	4	6	2	5	7	3	8	4	3	42	73.6%
3～6年	1	0	3	2	2	0	1	2	0	11	20.8%
6～9年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0%
9年～	*1	*2	0	0	0	*3	1	0	0	3	5.7%
計(人)	6	7	5	7	9	4	9	6	3	56	100.0%

*1李鴻章(任期1870～1882, 1883～1895, 1900～1901) *2劉坤一(任期1879～1881, 1890～1894, 1895～1902) *3張之洞(任期1889～1907)

銭実甫『清代職官年表』第2冊(中華書局、1980年)を参考に作成。任期が各期をまたぐものは、重複してカウントしてある。

そして本論で問いたいのは、太平天国の乱が平定され、さらに湘軍・淮軍系の大官が官界から次々と退いていく時期にも、督撫のコントロールの在り方に変化はなかったのかということである。そこを検討し直し、各省の財政は中央から把握しにくいものであり続けたのかということも問わなければならないだろう。劉氏の分析は1900年で終わっているのですが、その後のちょうど光緒新政時期にあたる11年間の督撫の任期をあらためてまとめたものが表1-3と表2-3である。期間が異なるので、表1-1・表1-2・表2-1・表2-2との絶対数の比較に意味はないが、比率から傾向を読み取ることは可能であろう。任期3年未満で異動する督撫の割合は、19世紀よりも増加している。統計期間は短いですが、期間を跨いでいるものもカウントしているので、光緒末年から宣統年間にかけて長期に在任した督撫がいらないのも明瞭に見てとれる。湘軍を組織した漢人官僚の要ともいえる存在であった曾國藩（1873年没）が没した後、その人脈は曾國荃（1890年没）・左宗棠（1885年没）らに受け継がれたが、湘軍系で太平天国の乱を経験した大官は、20世紀初頭には劉坤一を残すのみとなった。その劉が没するのが1902年。淮軍の創始者である李鴻章は、漢人官僚としては異例の出世を遂げるが、彼も1901年に没している。つまり1901, 02年以降は、太平天国の危機から清朝を守った功績のある大官が不在となり、中央と地方の関係にも何らかの変化が生じる状態であったのである。19世紀から20世紀をまたいで比較的長期間にわたって総督の任にあり、特定の省を基盤として比較的大きな政治力を行使しえたのは、湘軍系の官僚・軍人とつながりの深かった張之洞と、淮軍系の北洋軍の中で頭角を現しはじめた袁世凱のみであった。しかし、袁世凱は直隸省周辺に強い基盤をもったが、預備立憲時期には中央集権的な内閣を創設し、入閣することを明確に志向していく。そして張之洞は1906（光緒32）年に湖広総督を離任し、彼が去った後の湖北省では、戸部（度支部）財政が勝利していく。

表2-1 「1851～1875年 巡撫任期統計表」

	山東	山西	河南	江蘇	安徽	江西	福建	浙江	湖北	湖南	陝西	広東	広西	雲南	貴州	計(人)	比率
1～3年	5	12	10	12	10	9	9	10	15	6	14	6	7	9	3	137	74.1%
3～6年	2	4	4	1	1	2	3	1	1	1	3	2	3	1	3	32	17.3%
6～9年	0	0	0	1	2	0	0	1	1	1	0	2	1	1	2	12	6.5%
9～12年	*1	0	0	0	*2	*3	1	0	0	0	*4	0	0	0	0	4	2.2%
計(人)	8	16	14	14	14	12	12	12	17	9	17	10	11	11	8	185	100.0%

*1丁寶楨(任期1867～1876) *2裕祿(任期1874～1885) *3劉坤一(任期1865～1874) *4駱秉章(任期1850～1852, 1853～1860)

表2-2 「1876～1900年 巡撫任期統計表」

	山東	山西	河南	江蘇	安徽	江西	福建	浙江	湖北	湖南	陝西	広東	広西	雲南	貴州	台湾	新疆	計(人)	比率
1～3年	6		7	8	5	5	8	7	9	10	7	8	13	8	9	1	0	124	70.1%
3～6年	4	4	3	2	2	2	0	3	2	3	4	2	2	1	4	2	1	41	23.2%
6～9年	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	0	1	0	2	0	0	2	9	5.1%
9～12年	*1	0	0	0	*2	*3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7%
計(人)	11	17	10	11	8	8	8	11	12	14	11	11	15	11	13	3	3	177	100.0%

*1 丁寶楨(任期1867～1876) *2 裕祿(任期1874～1885) *3 德馨(任期1884～1895)

表2-3 「1901～1911年 巡撫任期統計表」

	山東	山西	河南	江蘇	安徽	江西	浙江	湖北	湖南	陝西	広東	広西	雲南	貴州	新疆	奉天	吉林	黒龍江	計(人)	比率
1～3年	8	12	8	11	6	6	6	3	8	5	4	7	3	6	3	2	1	2	101	87.1%
3～6年	0	0	0	0	1	1	1	1	2	2	0	2	0	1	1	0	1	1	14	12.1%
6～9年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.9%
計(人)	8	12	8	11	7	7	7	4	10	7	4	9	3	7	5	2	2	3	116	100.0%

銭実甫『清代職官年表』第2冊(中華書局、1980年)を参考に作成。任期が空期をまたぐものは、重複してカウントしてある。

また、太平天国の乱以後、羅爾綱氏のように中央が地方の財政状況を把握しにくくなったという見方がある一方、光緒末年は、地方で督撫や重要な軍務に従事した経験者が、中央の財務担当官庁の長官である戸部尚書に、たてつづけに任命された時期でもあることは既に指摘されている⁽¹¹⁾。このような任命のパターンは、少なくとも光緒中期以前や咸豊・同治年間(1851～1874)にも見られなかったことである。このような特殊な光緒末年の戸部尚書任命のパターンが、地方財政の把握の強化にどこまで寄与したかはあらためて検討する必要があるが、少なくとも光緒新政時期は、清朝としては積極的な態度で地方財政把握に臨んでいたと理解すべきであろう。19世紀後半とは異なる状況が発生していた可能性に留意して、光緒新政時期の状況を検討しなおす必要がある。ひとまず本論では、「督撫専権」という先入観から離れて、光緒新政時期の各省財政機関の再編成の在り方を、あらためて検討してみたい。

光緒新政時期の清朝中央による地方統治と省財政機関の再編についての一考察(土居)

2 光緒帝新政時期の財政集権化の議論

(1) 新政開始から預備立憲期までの状況

既に述べたように、清朝は義和団の乱の後、膨大な辛丑賠償金の支払いと国威回復のために光緒新政を開始した。しかしこれは、一旦挫折した戊戌変法の焼き直しで、また中央で挫折した変法は地方で事実上継続していたとみることでもできる⁽¹²⁾。とくに経済的分野に限定すれば、改革の動きは変法の前から洋務派官僚が、既に各地方で先行して進めていた。つまり新政で改めて目指されたのは、中央主導の強い意志で改革を進めるということであり、既に地方で進められていた改革を、中央からどう統制するかということが、自然と課題になってくる。この時期亡命を余儀なくされていた康有為は、改革の再開を好意的に見つつも、督撫の強い権限と、不統一な改革の進捗に批判的な意見を表明していた⁽¹³⁾。もちろん地方で変法・新政を継続した督撫からみても、各省(ないしは数省をまとまりとした地域)を基盤とした改革をそれぞれ進めてはいるものの、各省の独立を目指しているというわけではなく、中央から派遣されている官員として、いずれ起こりうる中央集権の方向性への調整を否定する論理は存在しなかった。もちろん、督撫それぞれが基盤とする各省が、別個の開港場経済圏を形成し、全国画一的な経済・財政制度にあわせることが容易でない状況は発生していたかもしれない。中央が、各省ごとに異なる財政機関の構成を整理し、画一化がはかれる部分とそうでない部分を選別しつつ、各地方の状況を斟酌し、全国の財政を画一とまではいえなくても、一元的に運用しようと計画しても、実行はかなりの困難がともなう。そのような困難な挙に出なくても、義和団の乱以前までは、なんとか各省の督撫が個別に清朝を支えてくれた⁽¹⁴⁾。ただ、辛丑賠償金をかかえて以後は、以前に増して無駄な財政支出を省いて財政を安定させなければならないという発想から、政策転換の必要性が、強く意識されることになった。

これは日露戦争中に民間の雑誌で主張された議論であるが、財政に関する議論の中で、産業を振興したり、官の冗員や中飽を減らしたりして、国家財政の窮乏を救うにしても、「軍事・外交・財政を行うのに、これは必ず中央集権を採用してとりおこなうべし」というように、中央集権を自明の前提として意識し、無駄の整理と行政の集権がセットで考えられるようになる⁽¹⁵⁾。西洋や日本からの脅威にさらされてきた過程で、督撫は清朝が政権を保つために不可欠な役割をもったが、今後目指すべき集権化の妨げにもなっているというジレンマが新政時期の改革の中に存在している。

さてこの中央集権化を目指す改革が加速するきっかけとなったのが、19

04年の日露戦争である。極東の覇権を競う日露二国が、清朝の主権を無視する形で領土内において死闘を繰り広げたことは、清朝政府の体面をひどく傷つけ、また近代化改革を更に強く推し進める必要性を自覚させることになった。また、日露戦争前後には、拒俄事件(対ロシア排外運動)のような、特に留学経験者を中心とした愛国主義的な運動が展開され始めていた。このような愛国主義的な運動は、あるものは革命路線に傾斜し、あるものは主に日本を模範とした立憲君主制の実現要求へと進んでいった。政府の預備立憲改革には、このような民間の政治勢力を取り込んで、富国強兵を実現させようという動機もあった⁽¹⁶⁾。1905(光緒31)年末に清朝は載澤・端方・載鴻慈・李盛鐸・尚其亨の5人の重臣を、立憲制視察のために日本や欧米に派遣し、翌1906(光緒32)年に預備立憲の開始を宣布した。そして年内には海外視察を行った諸大臣の提言を受け、いわゆる光緒32年官制改革の議論が進められた⁽¹⁷⁾。

(2) 光緒32年官制改革

出使各国考察政治大臣らの上奏を受け、その一週間後には載澤らが官制編纂を命じられ、慶親王がそれを監督することになった⁽¹⁸⁾。この光緒32年の官制改革案の最大の課題は、責任内閣制の導入であった。責任内閣制により、諸大臣に権限が分散していたものを統一することが目指されたが、地方に分散していた権限もこの内閣に収斂することになる。これにともなう財政関連機関の改編では、予算制度の確立と資政院による予算審議⁽¹⁹⁾、戸部に財政処を編入した上での財政部の設置⁽²⁰⁾、審計院の設置⁽²¹⁾などが建議された。

この光緒32年の官制改革では、結果的には責任内閣制の導入が見送られ、大規模な改革は行われなかった。ただ、財政に関していえば、戸部が度支部と改称し、かなりの程度改革案の内容に沿った改編が行われた⁽²²⁾。また、改革案では尚書と左・右侍郎の員数は、従来の戸部のままとされていたものの、度支部では長官と次官にあたる尚書と左・右侍郎が各一名と、従来の半分に減員され、満漢でポストを分割する原則もこの時点で消えた⁽²³⁾。戸部は度支部への改編前には鉄良と張百熙が尚書であったが、改編が行われた11月以降は都察院都御史であった宗室溥頤が一人で担当した。しかし、溥頤は政務に疎く、困難な業務を処理できなかったといわれている⁽²⁴⁾。当然、溥頤の尚書時期は、財政制度改革にも大きな進展は見られなかった。結局、1907(光緒33)年5月に、やはり宗室である載澤が尚書の任を引き継ぎ、清朝末年まで財政や官制改革の指揮をとっていくことになる。載澤のもとでは、清理財政改革が積極的に進められたが、制度的な改編として、

各省の財政機関を度支部から直接コントロールする試みも進められていく。次に地方に視点を移し、実際に地方ではどのような財政機関の改編の動きが起こっていたかを見てみたい。

3 光緒新政以後の地方財政機関改編

(1) 光緒32年官制改革以前の各省における財政機関統廃合

本来、清朝の各省の財政は、各省に派遣された布政使が掌握することになっていた。明代に起源をもつ布政使は、各省の民政全般を担当していたが、官品が上の督撫が派遣されるようになり、さらに清代に督撫が常設の官になると、財政担当者の性格が強くなっていく。徴税および収支の実務を統轄し、督撫が監察担当として報銷の手続きを行うという形が清初に定まった。各省における税収の主要部分を占める地丁銀・漕糧（事実上の土地税）を徴収するのは最末端の行政組織である州・県の行政担当官の知州・知県であるが、それらの業務を督促して、中間行政区の道や府を経て省に徴収された銀両が集められた。

ところが太平天国の乱が発生すると、その鎮圧のために、従来の布政使によって徴収される銀両では軍資金がまかないきれなくなり、鎮圧に当たった湘軍や淮軍を組織した漢人官僚達は、布政使系統とは別個の徴税の仕組みを作り出し、手薄だった流通課税に手をつけた。彼らは督撫に任じられ、在地の紳士層や、任官できずに地方に滞留している科挙資格保持者である候補官員を、臨時に創設した行政機関の運営に当たらせ、軍務や財政業務を行わせた。これらの臨時の行政機関が、本論冒頭でも述べた「局所」である⁽²⁵⁾。太平天国の乱の後、地方では様々な局所が設けられた。代表的なところで言えば、税収を担う釐金局・釐捐局、収支をとりまとめて主に支出業務を行う軍需局や善後局といったものがあつた。しかし、税収を担う機関は、細々とした新税目が設けられるたびに小規模な局が設置され、不断に統廃合が繰り返され、また必要に応じて局所の候補官員や紳士を省の境界を越えて派遣したりするようなこともあり、その編制はひどく錯綜していた⁽²⁶⁾。一応、督撫の方では、収入業務は釐金総局ないしは釐捐総局、支出業務は善後局を通して系統的な財政運営をする方針をとっていたようではあるが、無用な機関と人員が整理されず膨脹気味という状態は長く続いた。

無用な機関と人員を維持するために増税し、さらにその徴税に乗じて無用な機関と人員が増加してしまうという悪循環を断ち切るべきであるという議論は、幾度となく繰り返されたが、光緒新政開始時期から預備立憲時期にかけて、各省では、財政局・財政公所・度支公所といった新機関を設

けて、そこに財政機能を統合していこうという動きが急速に進んだ。

史料上、比較的早く財政局を設けた地方として省名が判明するのは河南省であり、1904(光緒30)年のことであるから、預備立憲に伴う官制改革の議論よりも2年前のことである⁽²⁷⁾。また福建省・山西省・奉天省でも、遅くとも1906・1907(光緒32・33)年には既に財政局という名称の機関への統合が行われていたことが確認できる⁽²⁸⁾。財政局設置の理由であるが、河南省では、練兵・興学・警察・商務・農工・開鉱などの諸業務を実行するための財源確保を統一的に処理することが出来ないため、同局を設けている。また、「他省について調べたところ、財政局・籌款所という名称が用いられているようです。河南省もすみやかにそれにならうべきです」としている⁽²⁹⁾ので、既に他の省でも同様の財政収支を統一的に処理する機関を設けていたところがあったことがわかる⁽²⁹⁾。ただし、ここで触れられている財政局は、釐金局などの税収機関をも統合し、布政使司に取って代わるような、省の財務統一機関ではなかったようである。具体的に、どの省が財政局・籌款所等を設けていたかはわからないが、太平天国時期の軍需局を善後局に改編したまま、その機構を引き続き継承していた省も少なくなかったと思われる。ただ、名称の差はあれ、多くの省で省城にある特定の機関に財政業務を統一していく方向性は、光緒32年の官制改革よりも前に見出せる。

ただ、財政業務が複雑な省では、一度統合を行っても、すぐに新たな税収調達のための機関が必要になり、一定期間後に再び統合を行うということを繰り返していたのではないかと思われる。例えば、江蘇省蘇属(江蘇省は布政使が2名おり、蘇州の布政使が管轄する部分を蘇属という)では宣統年間に至っても省城に牙釐局・善後局・房捐局、上海に籌防局・會丈局・造幣廠があるというように、財政機関が分かれていた⁽³⁰⁾。もちろん全体的な方向としては、地方財政機関の統合が進んでいったのであり、江蘇省の中でも江寧に配置された布政使が管轄する寧属では、1907(光緒33)年には既に支応局、籌防局、籌款局を財政局に統合していたが⁽³¹⁾、さらに1910(宣統2)年7月には財政局を財政公所に改めたという(後述)⁽³²⁾。また陝西省では、1908(光緒34)年に善後・糧務・釐税の三局を統合して財政局とした。統合の理由としては、管理が煩瑣であるのを避けることと、人員・運用コストを削減することが期待されていたようである⁽³³⁾。

この時期に、具体的にどの程度の規模の人員が削減されたのか、省レベルの行政文書から状況をうかがい知ることは難しいが、この時期(1902~04)に湖南巡撫として湖南省に赴任した趙爾巽の『趙爾巽档案』の中に、釐金局で乾脩(捨て扶持)を受け取っていた官員・紳士221名のリストを見出すことが出来る⁽³⁴⁾。太平天国の乱の際には、大いに在地紳士の力に頼つ

たのが湖南であり、紳士たちも局所で既得権益を享受していたと見られるが、光緒年間にはかなりの人員整理が進められた。光緒年間には既に2回にわたって人員整理が行われ、趙爾巽の任期中に3回目の整理を行うために当該のリストが作成されたと見られる⁽³⁵⁾。羅玉東『中国釐金史』によれば、1889(光緒15)年時点での湖南省内の釐金各局の人員は654名であったので⁽³⁶⁾、200名を超える規模の人員整理は相当に大きいものであったといえるだろう。

次に督撫による財政も含めた省行政組織編成について、興味深い例を挙げてみよう。湖北省では、善後局を通じて財政収支業務を行っていたが、総督衙門にもかなりの幕友を置いて行政を掌握していた。その人員数のピークは張之洞の湖広総督在任末期であった。張之洞は総督衙門の中に十一科を設け、それぞれに文案担当者が4、5名、その他の要員が2、3名で、多いときには総員70名ほどに達したという。この十一科というのは中央の十一部(本来、六部であったが新政時期に官庁の近代化にともなって十一部に増加していた)に対応して設けられたものであり、当然度支科というものも存在した。省の財政業務は、本来布政使司が統轄するはずであるが、総督衙門にも財政業務機能が存在し、二元的もしくは上下統属的な運用がなされていたといえよう。しかし、1907(光緒33)年に張之洞のあとに湖北に入った趙爾巽は、その幕友の半分を整理し、そのあとの湖広総督陳夔龍は更に人数を減らしたという⁽³⁷⁾。このように光緒末年から宣統初年にかけて、省行政のあり方に、一定の変化が見られるが、これは長期在任型督撫の消滅の動きと対応していると考えべきであろう。

(2) 光緒32年官制改革以後の各省における財政機関統廃合

地方で先行して進められていた財政機関統廃合であるが、光緒32年官制改革から、中央がその動きに介入するようになる。中央では、戸部を度支部に改編したことは既に述べたが、それと同時に地方の布政使の衙門である布政使司を財政司に改編し、財政部に直属させる構想などが現れた。「財政部官制草案」では、財政部は各省に「財政司」を設け、塩道・糧道および常関などの財政関連機関を検査させ、随時に官員を派遣して財政状況を調査できるとされている。布政使の布政使司を改編して一省の財政業務を掌握させる方針が見てとれるが、その組織構成と権限、そして地方の督撫との関係といった肝心の部分は、「財政部官制草案」の段階ではさほど具体的ではない。中央の官制改革案が整った後、地方官制改革案がまとめられるには、半年の時間を要したことが、曾田三郎氏の研究において詳しく扱われている⁽³⁸⁾。地方官制改革では司法を担当する按察使や教育を担当す

る学政が、それぞれ比較的順調に提法使⁽³⁹⁾・提学使⁽⁴⁰⁾に改められたのと異なり、布政使および布政使司を改編する作業は困難だったようである。

光緒32年の官制改革案を受けて、度支部もすぐに動き出せたわけではなかったが、1909(宣統元)年5月になって独自に上奏を行い、各省の全ての局所を撤廃し、業務を布政使に掌握させ、更に布政使を度支部に直属させることを願い出た⁽⁴¹⁾。これは度支部尚書の載澤が、積極的に清理財政局を創設し、各省財政の調査に動き出した時期でもある。この上奏に対して朝廷は、1909年5月24日に以下のような上諭を発した。

嗣後、出納の款目は、塩、糧の各司道の扱う項目について毎月布政使もしくは度支使に送って査核し、それに加えて、その他の財政に関わる一切の局所は、各督撫に命じて状況を斟酌した上で、一年の期限を与え、順次裁撤して、まとめて布政使もしくは度支使に運営させるように。あらゆる款項は、布政司庫からそれぞれ支出し、督撫から布政使を督飭し、全省財政をまとめて監査して取扱い、真剣に整頓させるように。なお度支部に命じて、随時考核し、それぞれ勸懲を行い、現実に施策が行われているか調べるようにせよ。⁽⁴²⁾

このように、一年の期限付きで局所の撤廃が定められたのである。

度支部の意図を、もう少し詳しく見てみよう。上諭を受けて、さらに度支部が奏したところによると、太平天国の乱以来、釐金・軍需・善後・支応・報銷等の局が乱立し、新政が始まると更に別個に局が設けられ複雑なことこの上ないという⁽⁴³⁾。そこで清理財政といった調査を行うだけでなく、権限の統一を具体的にはかる制度改編も進めようというものであった。そして度支部は、以下のように、塩政・糧道・関の税收を布政使で確認するとともに、その他の局所は撤廃し、それらの機能を布政使の下に統合することを奏請したのである。

各省の出納款目は、鹽・糧・関各司道の経営各項を月に按じて造冊し、藩司或いは度支使に送って査核(調査・決裁)するものを除いたほかは、其の餘の財政に関渉する一切の局所は、均しく次第に裁撤し、藩司或いは度支使の経営に統歸せしめん。所有ゆる款項は、司庫の存款より分別に支領せん。⁽⁴⁴⁾

また、この上奏は、護理雲貴總督沈秉堃が、布政使以外に局所が多く存在して財政機関が省内で統一されていないことが、改革の妨げになっていると訴える電文を受けたものであるということにも注意したい。この時期には着任したばかりの督撫にとっても、省財政を把握しにくい状況が発生していたのである。光緒新政開始時期から宣統初年にかけては、長期在任型の督撫が退場したことが、これらの組織再編の動きと無関係ではないだろう。宣統年間の督撫は、新しい世代の短期在任型で各地を転々とするか、

場合によっては中央と地方の間を転任する端方や趙爾巽のような督撫がほとんどであった。太平天国の乱以後、矢継ぎ早に、試行錯誤的に増設されていった機関は、新しい世代の督撫にとっては手に余り、一定の整理を必要としたと考えられる。

これを受けた形で、各省での財政機関統合の動きが始まる。この一連の改編で設けられた機関の名称は、財政公所ではほぼ統一されていたようである。各省の財政公所設立の報告時期をもとに、その設立状況についてまとめたものが表3である。大半の省で、宣統元年末から1910(宣統2)年8月にかけて、財政公所が設置されたことがわかる。報告が確認できない省もあるが、それらの省も含めて、個別に財政公所の設立状況を見てみよう。

表3 財政公所設立時期

宣統元年12月	広西
宣統2年2月	広東
宣統2年2月	直隸
宣統2年3月	雲南
宣統2年3月	湖北
宣統2年3月	甘肅
宣統2年4月	四川
宣統2年4月	浙江
宣統2年4月	新疆
宣統2年4月	四川
宣統2年4月	河南
宣統2年4月	山東
宣統2年5月	安徽
宣統2年6月	貴州
宣統2年6月	陝西
宣統2年7月	江蘇蘇州府
宣統2年7月	江蘇蘇州府
宣統2年8月	福建
宣統2年8月	山西
宣統2年9月	湖南
宣統2年10月	江西

*国立故宮博物院所蔵『軍機処檔案』、『申報』などに依拠して作成⁽⁴⁵⁾。

陝西省では、1909(宣統元)年までは財政局名義で奏銷なども行っていた⁽⁴⁶⁾。人事については、候補道を総辦にあてることになっていたから、名目的にも布政使を総辦にする形式はとっておらず、布政使からは一定の距離を置いた機関であったことが推測される⁽⁴⁷⁾。それが1910年から、財政局を布政使衙門に移し、同衙門の下に統合することになった⁽⁴⁸⁾。また陝西省では、光緒年間から引き続き財政局という名称が通称として用い続けられたようである。

広東省では、他省と違って地方議会の予備機関として発足していた諮議

局からも善後局を撤廃するべきであるという意見が出されていた。これは諮議局が、善後局の扱う賭餉(一種の賭博税)が大きな弊害を生みだしていたことを問題視していたことによるという。広東巡撫袁樹勛は、冗員の整理などの重要性は理解していたものの、善後局を布政使に帰属させることに二の足を踏んだ。賭博税は非常に評判が悪く、報銷も行っていなかったため、これを布政使に押しつけるのには難があると考えたようである⁽⁴⁹⁾。ところが、翌年の布政使陳夔麟(陳夔龍の兄)着任後(任命は宣統元年7月)、情勢は一変した。彼は布政使衙門にある21房を9科に改め、無用の書吏が多くいたのをやめさせ、更に財政関連の善後局、釐務局、関務処などの機関を解体して、業務を衙門内に移し各科に分担させた。この急進的な措置に、布政使衙門の書吏たちは、自らが整理されないかと恐れおののいたという⁽⁵⁰⁾。袁樹勛は、これを受けて財政公所設立を奏報した⁽⁵¹⁾。これは布政使が大きく指導力を発揮した例といえるだろう。

浙江省では1909年末頃、布政使が財政機関を整理するにあたって、奉天・吉林度支司⁽⁵²⁾と山西布政使に電報を打ち、その分科の手法や各科官員の公津(一種の勤務手当)について問い合わせている⁽⁵³⁾。布政使同士の、横のつながりを垣間見せる例である。ちなみにこの時点では、奉天・吉林の機関整理作業はかなり進んでおり、とくに吉林省では11局を廃して3科に改め、財政は度支司で管理を行っていたという。1907年に省制がはじまった東三省においては、財政機関の整理も比較的進めやすかったのかもしれない。

湖北省でも、他省と同様に善後局・統捐局を布政使の管理に移し、その後布政使司を度支司にするという形をとった⁽⁵⁴⁾。統合にあたっては、布政使司の従来の房・科の書吏を廃止し、委員に事務を任せた。田賦・税捐・俸餉・会計・機要・行政の6科を置き、この下に更に秘書・綜覈・庶務・收掌・統計・銓叙・礼制・民事・交代の9課を置いたが、人員は坐辦委員2名、科長6名、副科長4名、科員10名、課長9名、課員20名、書記官25名で、繕写生は定額無しとした。これらの人員の給与や執務諸経費は12万元という計算であったので、統合前の費用より年間25,000元が節約できる計算であった⁽⁵⁵⁾。

江蘇省は特殊で、1省が寧属・蘇属に分かれ、それぞれに布政使が1名置かれていた。そして、寧属の方が統合の動きが先行していたことは既に述べた。蘇属では統合の滑り出しがかなり遅く、1910(宣統2)年も半ばを過ぎた頃から、ようやく布政使衙門内に財政公所を設け、蘇牙釐局・淞滬・善後・房捐の4局を併合して布政使を督辦とする改編の動きが始まった⁽⁵⁶⁾。藩司を総辦、候補道朱宜振・孫毓驥を幫辦とし、候補知府や州県佐雜24名を選んで籌辦委員にするとした。局の内部は5科構成と定められたが、そ

ここで業務を行う書記は試験を行って採用するとした⁽⁵⁷⁾。その後、科員の人数は60名が定員と定められたが、候補官員や捐納の紳士たちがそのポストに群がり、布政使陸鍾琦が受け取った推薦状は300を越えたという⁽⁵⁸⁾。

江蘇省に似た特殊性を持っていたのが直隸省である。直隸省では布政使は1名であるが、総督衙門が天津と保定の2箇所に存在し、直隸総督は北洋通商事務をも担っていたので、行政事務は複雑に分散していた。省の軍餉などを出納し、省の商務である「籌辦招買事宜」に関わるものは保定に、海防支応局・淮軍銀錢所などの北洋海軍や淮軍系の軍餉負担に関わるものは天津に設置されていた。総督の陳夔龍はこれらの局所を統合し、天津に財政総匯所（名称が財政公所とは異なるが）を設置して布政使の凌福彭に業務を任せ、長蘆塩運使の張鎮芳に補佐させた⁽⁵⁹⁾。

このように各省様々な事情を抱えつつも、財政機関統合は比較的順調に進んだといつてよい。整理する財政項目が多いために、かえって一時的に人員を増やした江西省のような例も見られるのだが⁽⁶⁰⁾、財政機関整理は、度支部の動きより先行して統合を開始していた省の方が多く、ある程度成功裏にことが進むのは自然なことともいえる。最も重要な問題は、組織再編成の後に、誰がどのように財政権を掌握していくかということであった。度支部が布政使を審査および直接コントロールするという上奏にも、布政使は度支部のコントロールを受けると同時に、督撫にも報告を行うといった、ある種両論併記的な記述が見られ、度支部と督撫の布政使に対する指揮権限をどのように調整するかといった問題は、曖昧なまま棚上げされていた。この問題は、統合が一段落ついた頃から表面化してくる。例えば、浙江巡撫增韞は、度支部に再三電文を打ち、度支使が度支部に直属することに対して、異議を唱えた。

戸部のいう改革については、もとより反対というわけではありません。しかし思いますに、布政使の職掌は吏治を兼轄し、その責任は財政を管轄することと同様に重いもので、職務もやや繁多であります。もし財政のことを専管し、度支部の直轄ということになれば、その吏治の業務はどうしたらいいのでありましようか。まさに吏部と協議の上で決めるか、外官の制度が頒布されてから決めてはいかががでしょうか。

⁽⁶¹⁾

実際には、清末においては各省内の官員の考核などは、督撫の方で行っていたので、布政使が財政業務に専従すると吏治がおろそかになるようなことはない、度支部の方では認識していたと考えられる。增韞の反応は、どの程度現状を反映したものであったのだろうか。後に直隸の例で見られることであるが、直隸の清理財政局監理官の報告には、布政使は人事行政を兼ね、財政専従の官になっていないので、度支・民政の二司に分けるよ

う建議した内容が確認できることから、増韞の主張は、全く根拠のない反駁であったわけでもないようだ⁽⁶²⁾。

また、湖北省では度支公所成立後も、禁烟公所の牌照捐、巡警公所の車捐・房捐・舗捐・牌捐は同公所に移管されていなかったようである。それらの捐は「自收自用」で、年末に造冊して、度支使の核銷を受けることになってはいたが、それでは不十分であるとして、度支公所が徴収・支給することが議論された⁽⁶³⁾。一口に統一とはいっても、相当な項目数にのぼる諸捐を掌握する作業には、時間を要したようである。さらに湖北省では、総督から布政使に対して、以下のような命令が出されている。

署布政使の馬吉璋が、総督の札文を受け取ったところ、この文を受け取って3日後を開始時期として、丁漕■課の例に従い、布政司庫に収めて布政使より出納するもの以外の正・雑・捐款は、徴収した官員が官錢局に赴いて収め、該局の領収書を受け取り、度支公所會計科に送付して保管させよ。もし度支公所で支出の必要があるときには、官錢局に支出させ、流通に資して財用にとっても都合のよいように行うように、とされるという。聞くところによると、布政使馬吉璋は、このような辦理方法に対して、布政使の財政掌握を形骸化させるもので、実行するうえでも不便であるとしているという。⁽⁶⁴⁾

つまり、全ての税収を度支公所に集めて、同公所から支出するという方針は骨抜きになっており、署布政使の馬から異議がかえってきたというわけである。この方針の良し悪しを論ずることは難しい。徴収した銀・錢・紙幣などの現物を、無理に度支公所に集積しておく現物主義にこだわることは、湖北のように官錢局を中心とした公的銀行の役割を果たす機関が発達してきた省においては、むしろ不便であるといえる。しかし、官錢局が発達した湖北特有の問題は、公的銀行機能や、通貨発行機能を持った機関が布政使に移管されず、総督の管轄下に依然として残っていたことであろう。省を中心とした金融調整機能をどう扱うかといったビジョンの欠けた度支部の財権統一政策では、督撫と布政使の間に争いが発生しうる余地は残っていた。

史料の不足から、財政公所(度支公所)成立後の問題については、湖北省の様子が詳しく分かる程度に留まったが、公所が本格的に機能し始めるのが1911(宣統3)年からということもあり、公所への統合の成果を十分に考察すること自体に無理がある。ただ、湖北の例から類推すると、督撫主導の金融機関が発達していた江蘇・湖北などでは、財政公所中心の組織再編を貫徹させるのは困難であったと思われる。逆にいうと、現銀などの実物での税収移動に比較的大きく依存している省においては、財政公所中心の改革が進めやすかったとも考えられる。

改革の全般をふり返って、各省財政機関の統合そのものは、時間を要した省もあるものの、頓挫するような失敗は見受けられない。人員整理という点については、概ね成功と見て良いのではないだろうか。また、湖北のように、督撫と布政使の間に、権限の棲み分けについて決着が付かない所もあったが、これは湖北の金融政策をどう処するかという、度支部側の具体策の乏しさに原因があるように思われる。度支部は、中央・地方でどのように金融コントロールを行うべきかという、公的銀行の構想について、全く無策であったわけではないだろうが、金融機関の問題と財政機関統一政策とを明確に関連させて地方官制改革を進めるという点については、不備があった点は否めない。しかしいずれにせよ、湖北のような省でも、督撫の主導性が浮き立つ形にせよ、財政機関の整理・統合は進んだのである。

おわりに

以上、光緒新政から宣統年間にかけての清朝の地方統治と、省財政機関の再編について考察した。機関・人員削減という面では一定の成果を見たものの、督撫と布政使の間での権限の調整については、決着をみなかった部分もあったとあってよい。しかしこの権限調整の際の、中央と督撫の間での議論を、中央・地方の対立と解釈して、改革を失敗と断ずるわけにはいかない。なぜならこの時期の督撫は、中央からの独立を志向するような立場にはなく、督撫に権限が集中しようが、布政使に権限が残ろうが、清朝にとってはひとまずどちらかを通して見えやすい行政機構が打ち立てられていれば良いからである。督撫にとっても、無用な局所や、何代も前の督撫との縁故で局所入りした人員を整理することが優先課題であった。中央の度支部にとっても地方の督撫にとっても、財政機関の再編を進めることは都合の良いことなのである。

この改革の過程で、度支部と督撫に、無理に対立の構図を見出すべきではない。もし中央と地方の間に、何らかの矛盾や変化を生じさせる要素があるとすれば、それは在地の紳士層の中に見出されるであろう。なぜなら、局所の整理によって行政の場から、最も多く排除されたのは彼らだったというのも、今回の考察から見てとれる事実であるからである。

多くの紳士たちは局所から排除された一方、地方議会の前身である諮議局で暫定的な参政の機会を与えられたことになるが、それで果たして督撫は在地の紳士層をうまく懐柔できるのか否か。それが宣統年間の清朝の最重要課題になったといえる。つまり諮議局を拠点とした紳士層が革命派になってしまうか懐柔しきれぬかが、いよいよ清朝の命運を分けかねない問題になったわけである。中央が督撫に対するコントロールを取り戻す時期に、清朝および督撫は、紳士との共栄が可能であったか否かという点に注

目し、諮議局における督撫と在地紳士の関係がどのような展開を見せたかを、財政史の観点からも見直す必要があると思われるが、諮議局を舞台にした官紳の関係については、また稿を改めて論じたい。

註

本論で引用している国立故宫博物院所蔵の『軍機処档案』は、全て『軍档』と略した。

- (1) 本論では、これらの社会勢力を、やや広くとらえている。基本的には、旧来の科挙資格保持者で太平天国の乱以来、新設の地方行政機関や官督商辦事業などに参与していた層を想定しているが、20世紀に入ると、科挙資格保持者以外の新たな層、つまりは留学生や新制の教育機関出身者も増え、複雑な様相を呈してくる。
- (2) 羅爾綱『湘軍新志』商務印書館、1939年。
- (3) 中国においては、前掲羅爾綱著書をはじめとし、湘軍・淮軍研究の中で局所について触れたものは多いが、専論はさほど多くなかった。局所による新たな財源確保の過程について扱った近年の日本での研究では、以下を参照のこと。岩井茂樹『中国近世財政史の研究』(京都大学学術出版会、2004年)第3章。土居智典「清末湖南省の省財政形成と紳士層」(『史学研究』227、2000年)。野口武「日清戦争期山東財政の財源獲得策について」(『現代中国研究』33、2013年)。山本一「清末山西省の財政改革と「局所」」(『社会経済史学』79-4、2014年)。
- (4) 局所の整理統合については近年、劉増合『「財」與「政」：清季財政改制研究』(三聯書店、2014年)が詳しく扱っているが、「督撫専権」をあまりにも自明の前提とし過ぎているために、局所の整理統合が、常に督撫の中央に対する抵抗という文脈で無理に解釈されているところがある。太平天国期に、ある程度「督撫専権」的な状態が現れていたにしても、それが新政時期にも存在したかを検証してから議論を進める必要があるだろう。
- (5) 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』(名古屋大学出版会、1994年)は、湖北省独自の財源確保に努力した張之洞の財政政策を扱ったものであるが、張之洞離任後の宣統年間には、中央の財務官庁である戸部(度支部)による容赦ない京餉・協餉(北京や他省への送金要求)にさらされて切り崩される様子が描き出されている。
- (6) 劉広京「晚清督撫権力問題商榷」『清華学報』新第10-2、1974年。
- (7) わずかに触れているのが岩井前掲著の第3章であるが、やはり重視はされていない。
- (8) 臼井佐知子「太平天国末期における李鴻章の軍事費対策」『東洋学報』65-3・

- 4、1984年・「同治四(一八六五)年、江蘇省における賦税改革」『東洋史研究』4
5-2、1986年・臼井佐知子「太平天国期における蘇州紳士と地方政治」『中国
—社会と文化』4、1989年。山本進『清代財政史研究』汲古書院、2002年。
- (9) 光緒新政時期の財政改革で、督撫が中央に協力的な面を見せようという視点
から、改革の一部である清理財政について扱った研究としては、既に土居智典
「清末預備立憲時期における財政制度改革 —清理財政局を中心として—」(『社
会経済史学』第80巻2号 2014年8月25日)がある。
- (10) 劉氏前掲論文。
- (11) 土居智典「從田賦地丁看晚清奏銷制度」『北大史学』(北京大学歴史系)第11
輯、2005年8月。ここでは、王文韶が1898~1900(光緒24-26)年、鹿傳霖が1900
~04(光緒26-30)年、趙爾巽が1904~05(光緒30-31)年の期間、戸部尚書に任命
されたことが指摘されている。
- (12) 中村哲夫「光緒新政への政策転換の背景」『史学雑誌』107-1、1998年。
- (13) 康有為「官制議」(康有為『康南海文集』、交通図書館、1917年)。
- (14) 一部の有力な督撫は、義和団の乱に際し、「東南互保」という協定を結んで
八ヶ国と交戦せよという朝命に抗して無謀な戦いを避け、清朝擁護を貫徹する。
これを「督撫専権」の最たる例とする見方もある。確かに督撫の権限強化を示
す事例ではあるが、これが清朝の存立を脅かしたり、地方独立を志向するよう
なものではなかったことも重要な事実である。
- (15) 「論政府宜急謀理財之法」『東方雜誌』1-11、1904年12月31日(『時報』10
月16日掲載記事の転載)。
- (16) 清朝が立憲改革を始めたもう一つの動機として、この当時活動を活発化さ
せてきた革命勢力を切り崩し、急進的な学生や紳士を朝廷擁護側に取り込む目
的があったという見方もある。故宮博物院明清檔案部編『清末籌備立憲檔案史
料』(中華書局、1979年)上冊、叙例)。
- (17) 「出使各国考察政治大臣載鴻慈等奏請改定全国官制以為立憲預備摺」光緒3
2(1906)年7月初6日『清末籌備立憲檔案史料』上冊。
- (18) 「宣示預備立憲先行釐定官制論」光緒32(1906)年7月13日『清末籌備立憲
檔案史料』上冊。「派載澤等編纂官制突劄等総司核定論」光緒32(1906)年7月14
日『清末籌備立憲檔案史料』上冊。
- (19) 「閣部院官制草案 内閣官制草案」・「閣部院官制草案 資政院官制草案」(『東
方雜誌臨時増刊』光緒32年12月)。
- (20) 「閣部院官制草案 財政部官制草案」(『東方雜誌臨時増刊』光緒32年12月)。
- (21) 「今既に立憲国の司法独立の制に仿い、凡そ民刑案件の裁判は等級を明定
し、各おの大理院を設けて歸し以て最高裁判の機関と為す有り、法部を設けて
以て司法を監督するの総匯と為す有り、行政裁判院を設けて以て行政訴訟を評
定するの専官と為すあり。又たしかして特に審計院を設けて検査會計の事を掌

し、分別に部居し、相い雑居せず。則ち都察院に依りて非違を監察し利弊を條陳することを専掌せしむ。」「閣部院官制草案 都察院官制草案・「閣部院官制草案 審計院官制草案」(『東方雜誌臨時増刊』光緒32年12月)。

- (22) 十四清吏司を、官制改革案では田賦司・主税司・典権司・漕倉司・貨幣司・庫藏司・度支司・俸餉司・国債司・会計司の十司に改編するとされたが、度支部では田賦司・漕倉司・税課司・筭権司・通阜司・庫藏司・廉俸司・軍饌司・制用司・会計司の十司とされた。国債を専門に扱う国債司を設置する案が取りやめられ、その業務は会計司の管轄になるなど、若干目立った変更点はあるものの、ほぼ改革案通りに改編が行われたようである。『清史稿』(中華書局、1976-1977年) 卷119、3454頁。
- (23) 同前。なお、戸部の首脳部構成は従来、長官である尚書2名と次官の左侍郎2名・右侍郎2名からなり、満洲人と漢人でポストを半分に分け合うことになっていた。崑岡『欽定大清會典(光緒25年刻本)』13卷(新文豊出版公司、1976年版)。
- (24) 「尚書の溥頌は無能である。彼は先月20日に着任して後、諸事に対して何の経験もなく、一切の事務に裁可を与えることしかできない。故に司員は頗る失望してしまっている。」「度支部最近要聞」『申報』1907年1月14日。
「尚書の溥頌は、何をしてもあてにならない。度支部尚書として着任してから、何の建白も行わず、司員の公事辦法について指示も出さない。そして、私は着任して間もないので、諸事について不慣れである。諸君はみな私の以前の同僚である。諸君が業務を協議して決定し、誤りのないように取りはからって欲しい、などと言っている。」「度支部近事」『申報』1907年2月2日。
- (25) 注3を参照のこと。
- (26) 例えば湘軍の将領の一人であった劉峴が、同治年間、太平天国の乱平定直後に湖南巡撫の任にあったときの奏稿を見ると、湖南から他省へ局所の委員が派遣され、また逆に他省の委員が湖南に派遣され、臨時の徴収を行って軍餉を確保していたことがうかがえる。乱の平定後は、それらの局所の撤廃と、新たな西方に向けての軍餉確保の局所設置が慌ただしく進められた。劉峴『劉中丞奏稿』1895(光緒21)年の「請停他省來楚勸捐片」(同治6年8月)・「請緩停福建江西黔捐片」(同治6年12月)・「覆陳隔省捐輸鼎併湖南米捐片」(同治7年4月)などを参照。
- (27) 『軍档』159987 陳夔龍「奏報豫省籌設財政局以利增籌款項(摺片)」(光緒30年4月13日)。
- (28) 「財政局籌款之奇想」福州『申報』1907年1月13日に「福建の庫款は非常に不足している。近頃、財政局の司道が會議をし、以下のような計画を立てた。州県のポストを四等に分け、上等は4,000両、次等は3,000両、三等は2,000両、四等は1,000両とし、掛牌(赴任の公示)の前に上記の額の銀両を提出させ、保

証金としておく。離任の時に虧空がなければ、赴任前に提出させた銀両を返還する。もし錢糧などに虧空があれば、(保証金から)補わせ、現任・署理の別にかかわらず、一律にこの規定に照らして辦理させる」とある。この記事だけでは、福建の財政局の沿革や、どの程度の財政業務を統合していたかなどの全容はわからない。しかし、布政使が局務の方針を定め、官欠(虧空)発生防止の対策を講じる業務に関わっていたことが見てとれる。

山西の方では、張之洞在任時期に、鉄絹局を設けて戸部の飯銀を送っていたが、この業務を財政局に統合するという記述が確認できる。恩壽「奏為晋省裁撤鉄絹局併入財政局接管恭摺具陳」(光緒33年3月09日) 国立故宫博物院故宮文献編輯委員會輯『宮中檔光緒朝奏摺』(国立故宫博物院、1973-1975年)第24輯、396頁。

奉天については『軍档』169052 徐世昌「奏銷前盛京金銀庫並財政局經理庫款出入数目」(光緒34年12月10日)。

- (29) 注27を参照。
- (30) 江蘇省蘇屬清理財政局『江蘇省蘇屬清理財政局』「省予算已」宣統年間。
- (31) 「先日、两江総督端方が上奏しているには、江南の財政(機関)は宜しく清理して併せよとのことであった。(金陵)支応局、籌防局、(江南)籌款局の3局は、各自統属関係にはない。しかしその内容を見ると、似たような款目を扱っているのに、それぞれ別個に集め、別個に支出しているものがある。またある局が立て替えを行って、もう一方の局がそれを返還するようなことも認めているが、処理が複雑で検査を行いにくい。そのような処理をして日が経ってしまうと、自然と弊害が起こる。また出納は2つに分け、検査して額に食い違いがないか確認しなければ決算を許さないようにすべきである。思うに3局を併併して1局とし、乱れて整理されていないものを治めるべきである。議論して支応、籌防、籌款の3局のを律に併併司、江南財政總局に改設し、布政使繼昌を総辦とし、候補道翟衡璣を参議とし、江南知府許星壁を提調とする。別に文書を発して、江南財政總局関防嚴定章程を刊發して責令し、実状を調べて整頓すべし。支応、籌防、籌款の3局は、年末に裁撤すべし。」「江督奏併局所改設財政總局情形」『申報』1907年3月1日。
- (32) 江蘇省寧属清理財政局『江蘇省寧属清理財政局編造説明書』甲編、宣統年間。
- (33) 恩壽「奏為陝省財政支細擬裁善後糧務釐稅三局併財政局緣由恭摺具陳」(光緒34年02月15日)『宮中檔光緒朝奏摺』第25輯、385頁。「陝西巡撫恩壽奏裁撤善後各局併財政局摺」『政治官報』(文海出版社、1965年)1908年(光緒34年3月初9日)。ちなみにもともと善後局があったところに、新疆での用兵のために糧務局が、また別の協餉に応じるために釐稅局が、屋上屋を重ねるように設立されていたことが指摘されている。

- (34) 無題ではあるが釐金局委員による「乾脩」と書かれたリストが中国第一歴史檔案館蔵『趙爾巽答案』の中に存在し、整理予定の余剩人員とその捨て扶持の額が計上されている。
- (35) 同上。
- (36) 羅玉東『中国釐金史』(商務印書館、1936年)第3章。
- (37) 「鄂督署現在之幕僚」武昌『申報』1909年12月17日。
- (38) 曾田三郎『立憲国家中国への始動 明治憲法と近代中国』(思文閣出版、2009年)第5章。
- (39) 1907(光緒33)年に、東三省から設置された。1910(宣統2)年に各省の按察使を一律に提法使に改めた。『清史稿』卷119。
- (40) 1905(光緒31)年に改編された。衙門は学務公所。『清史稿』卷119。
- (41) この上奏そのものは残念ながら確認できないが、後で扱う「4月初6日上諭」(『申報』1909年5月25日)は、度支部の「各省財政宣統帑藩司以資綜核而專責成一摺」を受けて発せられたものであると記しており、まずは度支部が各省の財政を布政使に統轄させるよう上奏したことが分かる。
- (42) 「(宣統元年)4月初6日上諭」『申報』1909年5月25日。
- (43) 「澤尚書奏請各省財政統帑藩司管理」北京『申報』1909年5月30日。
- (44) 同上。
- (45) 『軍档』185472(宣統元年12月17日)広西巡撫張鳴岐「奏報廣西省布政司署遵設財政公所並籌辦帑併財政事宜」。『軍档』186770(宣統2年3月18日)張鳴岐「奏為廣西陸軍糧餉局帑併財政公所復編練新軍需款仍飭照案辦理」。『軍档』183526 趙爾巽「奏為奉旨將經管財政各局所帑併藩司辦理特購地拓建衙門等情」(宣統元年12月06日)。『軍档』186696署理兩広総督兼管広東巡撫事袁樹勛「奏報籌辦粵省統一財政事宜並擬設立財政公所事」(宣統2年2月27日)。『政治官報』865号、宣統2年2月19日「直隸総督陳夔龍奏裁併局所併設財政總匯処摺」。『軍档』186882 雲貴總督 李經羲「奏陳滇省設立財政公所籌擬辦法情形」(宣統2年3月22日)。「鄂藩署新設度支公所」武昌『申報』1910年4月18日。『軍録』187034 湖広總督兼管湖北巡撫事瑞澂「奏為遵旨裁撤局所帑併藩司擬設立度支公所分科治事」(宣統2年3月20日)。「浙省帑併局所之實行」杭州『申報』1910年5月3日。『政治官報』958号、宣統2年5月24日「浙江巡撫增韞奏裁撤釐餉収支等局帑併藩司接管摺」。『軍档』187903 長庚「奏為甘省財政局清查完竣由」(宣統2年3月28日)。『軍档』188228 甘肅新疆巡撫聯魁「奏為新省裁併局所籌辦統一財政由」(宣統2年4月03日)。『軍档』187967 四川総督趙爾巽「奏報統一財政籌辦大概情形由」(宣統2年4月15日)。『軍档』188088 安徽巡撫朱家寶「奏為設立財政公所由」(宣統2年4月24日)。『政治官報』954号、宣統2年5月20日「安徽巡撫朱家寶奏設立財政公所擬籌統一辦法摺」。『軍档』187717 開缺河南巡撫 吳重熹「奏為藩署設立財政分所並擬辦事規則由」(宣統2年4月27

日)。「河南藩署設立財政公所」北京『申報』1910年6月23日。『軍檔』188242山東巡撫孫寶琦「奏為裁併各局悉歸藩司籌設財政公所由」(宣統2年5月14日)。
『政治官報』959号、宣統2年5月25日「山東巡撫孫寶琦奏裁併各局悉歸藩司籌設財政公所分科治事摺」。『政治官報』974号、宣統2年6月初10日「貴州巡撫龐鴻書奏藩署遵設公所分科辦事併善後釐金兩局摺」。『軍檔』188693恩壽「奏為陝西財政局併藩司衙門擴充建築工程用過銀兩報銷由(摺片)」(宣統2年6月14日)。「蘇藩提議設立度支公所」蘇州『申報』1910年7月10日。『軍檔』189273江蘇巡撫程德全「奏報江蘇省籌辦統一財政設立度支公所並擬議開辦情形」(宣統2年7月1日)。「江蘇巡撫程德全奏統一財政開辦度支公所情形摺」『申報』1910年8月25日。兩江總督張人駿奏設立江南財政公所辦理情形摺『政治官報』1910年9月15日。「閩省度支公所奏報成立」北京『申報』1910年9月25日。『政治官報』1043号、宣統2年8月20日「山西巡撫丁寶銓奏藩署設立財政公所摺」。「湖南巡撫楊文鼎奏統一財政設立公所開辦情形摺 宣統2年8月26日」『政治官報』(宣統2年9月初1日)。「江西巡撫馮汝駉奏併財政局所設立公所分科治事摺」。

- (46) 『軍檔』181317 恩壽「奏銷陝西省財政局收支款項」(宣統元年8月19日)。
(47) 『軍檔』183141 恩壽「奏請恩擢陝西財政局總辦張毅長」(宣統元年11月25日)。
(48) 『軍檔』188693恩壽「奏為陝西財政局併藩司衙門擴充建築工程用過銀兩報銷由(摺片)」(宣統2年6月14日)
(49) 「粵省善後局尚難裁撤」廣東『申報』1909年12月13日。
(50) 「粵藩改度支司之大規畫」廣東『申報』1910年3月7日。
(51) 『軍檔』186696 署理兩江總督兼管廣東巡撫事袁樹勛「奏報籌辦粵省統一財政事宜並擬設立財政公所事」(宣統2年2月27日)。なお、前注の『申報』記事では陳夔麟が設けたのは度支司となっており、袁樹勛の奏報では財政公所とされている。基本的に上諭や奏摺では、財政公所が正式な名称とされているようで、度支司は当時用いられていた俗称なのであろう。なお、江蘇蘇属や湖北のように奏摺の中で度支公所としているものもあるが、どれも同じ財政公所を指している。
(52) 奉天・吉林・黒龍江の東三省は、省制実施当初から布政使司ではなく度支司を置いており、他省とは経緯が異なる。
(53) 「電商藩司分科治事規則」杭州『申報』1909年12月17日。
(54) 「善後局將實行併歸藩司管理」湖北『申報』1910年3月7日。「鄂藩改設度支司之計畫」湖北『申報』1910年4月17日。
(55) 「鄂藩署新設度支公所」武昌『申報』1910年4月18日。
(56) 「蘇藩提議設立度支公所」蘇州『申報』1910年7月10日。
(57) 「度支部公所分科考録書記」蘇州『申報』1910年7月23日。

- (58) 「度支公所委差之為難」蘇州『申報』1910年8月9日。
- (59) 『政治官報』865号、宣統2年2月19日「直隸總督陳夔龍奏裁併局所併設財政總匯処摺」。
- (60) 「贛省度支公所職員之真相」江西『申報』1911年1月12日。
- (61) 「藩司將改度支司之預商」杭州『申報』1910年12月31日。
- (62) 「直隸監理官劉參議陸主政上度支部清理財政說帖」2『申報』1910年3月29日。
- (63) 「度支公所實行統一財政」武昌『申報』1911年2月12日。
- (64) 「藩司統一財政大權之虛名」武昌『申報』1911年3月14日(宣統3年2月14日)。